

《 幼児教育の無償化について 》

◎令和元年10月1日より幼児教育の無償化が始まりました。つきましては、無償化の概要についてお知らせします。

○無償化の対象と利用料（保育料）について

- ・ 当園は幼稚園（1号認定） ですので、満3歳の誕生日から無償化となります。
 - ※1号認定～子どもが3歳から5歳で家庭以外の保育を必要としない
- ・ 満3歳から5歳児の年収360万円未満相当世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子どもの給食費のうち副食費（主食以外の部分）が免除となります。

○預かり保育を利用する子どもの預かり保育の無償化の対象者と利用料について

- ・無償化の対象となるには、日光市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
園を通して認定申請書を市に提出し、認定を受けます。
 - ※「保育の必要性の認定」については、就学・出産・病気・けが・看護・介護等の要件があります。
 - ※満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみ対象となります。
- ・利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で無償化されます。
(無償化される額は1回につき450円×利用日数です。)

◎保育料無償化について、ご不明な点は日光市 健康福祉部 保育課 保育係（TEL. 0288-21-5186）にお問い合わせください。

尚、日光市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

今市幼稚園